

大木町規則第 15 号

大木町の食の景観を守り創る条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大木町の食の景観を守り創る条例（平成 31 年大木町条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開発建築行為に係る届出等)

第 2 条 条例第 9 条に規定する届出は、大木町の食の景観を守り創る条例に関する届出書（様式第 1 号）により行うものとする。

(届出受理証)

第 3 条 事業主等は、条例第 9 条に規定する届出をしたときは、町長に当該届出に係る受理証の交付を求めることができる。

2 町長は、前項に規定する求めがあったときは、受付印を押印した当該届出書の写しをもって受理証とし、当該事業主等に交付するものとする。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。